

特定個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従って、公益社団法人 全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という）が取り扱う個人番号及び特定個人情報（以下、総称して「特定個人情報等」という。）の安全管理措置について定め、特定個人情報等の保護と適正な取扱いの確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、各用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律をいう
番号利用法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律をいう
個人情報	1. 個人情報保護法に規定する生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。ただし、第二号の個人識別符号を除く。） 二 個人識別符号（顔認識データ等、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号、及び、旅券の番号、基礎年金番号、運転免許省番号、住民票コード等個人の役務の利用、商品の購入、または書類に付される符号をいう）が含まれるもの 2. 個人情報保護法に規定する、「要配慮個人情報」であつて、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう
個人番号	番号利用法に基づき個人を識別するために指定される番号をいう

特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報をいう
特定個人情報等	個人番号および特定個人情報をいう
個人情報ファイル	特定の個人情報を検索できる状態にある情報であって、行政機関および独立行政法人等以外の者が保有するものをいう
特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む「個人情報ファイル」をいう
個人番号利用事務	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号利用法の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報及び特定個人情報等(以下、個人情報等という。)を効率的に検索し、および管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう
個人番号関係事務	個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう
個人番号利用事務実施者	個人番号利用事務を処理する者および個人番号利用事務の全部または一部の委託を受けた者をいう
個人番号関係事務実施者	個人番号関係事務を処理する者および個人番号関係事務の全部または一部の委託を受けた者をいう
職員等	本協会の組織内にあつて直接的または間接的に本協会の指揮監督を受けて本協会の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員(正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等)のみならず、本協会との間の雇用関係にない者(役員、顧問、相談役、派遣社員等)を含む
特定個人情報等保護管理者	本協会内において、特定個人情報等の管理に関する責任を担う者をいう
特定個人情報等事務取扱担当者	本協会内において、特定個人情報等を取り扱う事務に従事する者をいう

(個人番号の利用目的および事務の範囲)

第3条 本協会が個人番号を取り扱う利用目的および事務の範囲は次のとおりとする。

職員等に係る個人番号関係事務	所得税源泉徴収等に関する事務および給与所得・退職所得の源泉徴収票(給与支払報告書を含む)に関する事務
	雇用保険届出等に関する事務
	労働者災害補償保険法に基づく請求等に関する事務
	健康保険・厚生年金保険届出等に関する事務
職員等の配偶者に係る個人番号関係事務	国民年金の第三号被保険者の届出等に関する事務

職員等以外の個人に係る個人番号関係事務	報酬・料金・契約金等の支払調書作成等に関する事務
	配当、剰余金の分配および基金利息の支払調書作成等に関する事務
	不動産の使用料等の支払調書作成等に関する事務
	不動産等の譲渡対価、売買・貸付手数料等の支払調書作成等に関する事務

(特定個人情報ファイルの作成)

第4条 本協会は、特定個人情報等の利用目的や保存期間等の詳細を明確にするため、特定個人情報ファイルを作成し、次の事項を定めるものとする。

- ① 特定個人情報等の種類、名称
- ② 特定個人情報等の範囲
- ③ 利用目的
- ④ 記録媒体
- ⑤ 保管場所
- ⑥ 特定個人情報等保護管理者
- ⑦ 特定個人情報等事務取扱担当者
- ⑧ 取扱部署
- ⑨ 保存期間
- ⑩ 廃棄・消去方法
- ⑪ 廃棄・消去の記録
- ⑫ その他法令上必要とされる事項

(運用の確認、運用状況の記録)

第5条 本協会は、本規程に基づく運用状況を確認するため、次の事項につき、利用実績を記録するものとする。

- ① 特定個人情報等の取得および特定個人情報ファイルへの入力状況
- ② 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- ③ 特定個人情報等を含む書類・媒体等の持出しの記録
- ④ 特定個人情報ファイルの廃棄・消去記録
- ⑤ 廃棄・消去を委託した場合、委託を受けた者（以下、「委託先」という。）が確実に削除または廃棄したことの証明書等による確認

第2章 安全管理措置

(特定個人情報等保護管理者)

第6条 理事長は、職員等のうちから特定個人情報等保護管理者（以下「保護管理者」という。）を任命し、特定個人情報等の管理体制の構築・整備及び運用に関する責任及び権限を与え、業務を行わせる。

(特定個人情報等事務取扱担当者)

第7条 保護管理者は、個人番号関係事務に従事する者を特定し、特定個人情報等事務取扱担当者（以下「事務取扱担当者」という。）に任命する。

(保護管理者の権限と責任)

第8条 保護管理者は、次の各号の権限と責任を有するものとする。

- ① 事務取扱担当者に対する必要かつ適切な監督
- ② 特定個人情報等の取扱状況の記録およびその管理
- ③ 個人番号関係事務を外部に委託する場合の、委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握および指導

2 保護管理者は、特定個人情報等の取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故、法令もしくは本規程に違反する行為の発生もしくはその恐れを察知した場合、または事務取扱担当者や職員等からその旨の報告を受けた場合は、速やかに理事長へ報告するとともに、事案に応じ、理事長の承認を得て、事実関係及び再発防止等を早急に公表するものとする。

3 保護管理者は、特定個人情報等の取扱いに関して、必要かつ適切な教育及び研修を受けるものとする。

4 保護管理者は、事務取扱担当者に変更となった場合は、業務の引継ぎの完了を確認しなければならない。

5 保護管理者は、特定個人情報等の取り扱い状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善等に取り組むものとする。

(事務取扱担当者の業務)

第9条 事務取扱担当者は、次の各号の業務を行うものとする。

- ① 特定個人情報等の取得、利用、保管、提供または廃棄・消去等の業務
- ② 個人番号が記載された書類等を作成し、行政機関等に提出し、または本人に交付する業務

2 事務取扱担当者は、前項第一号に掲げる特定個人情報等の取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故、法令もしくは本規程に違反する行為の発生、またはその恐れを察知した場合は、速やかに保護管理者へ報告するものとする。

3 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱いに関して、必要かつ適切な教育及び研修を受けるものとする。

4 事務取扱担当者に変更となった場合は、確実な引継ぎを行わなければならない。

(職員等の責務)

第10条 職員等は、特定個人情報等に関連する法令および本規程ならびに上司の指示に従って、特定個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

2 保護管理者および事務取扱担当者以外の職員等は、個人番号関係事務に従事してはならない。

また、他の者に対し個人番号が記載された書面の提示または提供を求めてはならない。ただし、事務取扱担当者から特定個人情報等の取得について委託を受けた場合は、当該取得した特定個人情報等を速やかに事務取扱担当者に渡し、メモ、コピー、データその他手段の如何を問わず、他の者の特定個人情報等を手元に保管してはならない。

3 職員等は、本協会が管理する特定個人情報および個人番号について、本協会に在籍期間中のみならず、退職後も他の職員等または第三者に開示・漏えいしてはならない。

4 本協会は、職員等に対して、特定個人情報等の保護および適正な取扱いに関する誓約書の提出を求めるものとする。

5 職員等は、特定個人情報等の取扱いに関し、本協会が決定した方針に基づく研修を受けなければならない。

6 職員等は、特定個人情報等の取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故、法令もしくは本規程に違反する行為の発生、またはその恐れを察知した場合は、直ちに保護管理者へ報告しなければならない。

（理事会への報告）

第11条 保護管理者は、各年度初めにおいて、前年度の特定個人情報等の取扱いに関する報告書を作成し、理事会へ報告するものとする。

（監督）

第12条 理事長は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、保護管理者、事務取扱担当者及び職員等に対して、必要かつ適切な監督を行うものとする。

（監査）

第13条 本協会は、特定個人情報等の取扱状況を定期的に点検し、特定個人情報等の取扱いが適法かつ適切に行われているかについて監査人の監査を受けるものとする。

（物理的安全管理措置）

第14条 本協会は、事務所への入退館の管理を徹底する等、特定個人情報等の盗難の防止等について物理的な安全管理措置を採るものとする。

（管理区域と取扱区域）

第15条 本協会は、次のとおり管理区域と取扱区域を明確にして、特定個人情報等の安全管理を行うものとする。

① 管理区域

特定個人情報等が記載された書類や記録された機器を保管する、常時施錠している場所をいう

② 取扱区域

保護管理者および事務取扱担当者の執務机をいう

(機器および電子媒体等の管理および盗難等の防止)

第16条 本協会は、管理区域および取扱区域における特定個人情報等が記録された機器、特定個人情報等が記載された書類および電子媒体等の管理、盗難・紛失等を防止するために必要な措置を講じるものとする。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第17条 本協会は、特定個人情報等が記録された電子媒体または書類等の持出し(特定個人情報等を管理区域または取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内移動も含む)は、次の場合を除き、禁止するものとする。

- ① 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
- ② 行政機関等への法定調書の提出等、本協会が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者へデータまたは書類を提出する場合

2 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された書類または電子媒体等を持ち出す場合、封筒に封入またはパスワードの設定等、紛失・盗難・漏洩等を防ぐための安全な方策を講じるものとする。

(技術的安全管理措置)

第18条 本協会は、特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合は、情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、情報漏えい等を防止するために必要な技術的安全管理措置を講じるものとする。

(委託先の監督)

第19条 本協会が個人番号関係事務を外部に委託する場合は、当該委託において取り扱う特定個人情報等の安全管理が図られるよう、当該委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託先の選定および委託契約の締結)

第20条 本協会が個人番号関係事務を外部に委託する場合は、委託先からの情報漏えい等を防止するため、保護管理者の監督下で委託先に対して次の事項を実施するものとする。

- ① 委託先の選定にあたり、特定個人情報等に関して本協会が実施する安全管理措置と同等の安全管理措置が委託先においても講じられているかを確認する
- ② 委託先との間で秘密保持契約を締結する

第3章 特定個人情報等の管理

(特定個人情報等の収集・取得)

第21条 本協会は、個人番号関係事務等を処理するために必要な限度その他番号利用法で定める範囲内において、適法かつ公正な手段によって特定個人情報等を収集・取得するものとする。

(個人番号の提供を受ける際の本人確認措置)

第22条 本協会が本人またはその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号利用法その他の法令に従い、個人番号の確認を行うとともに、本人確認の措置として本人または代理人の身元確認を行うものとする。

2 本協会が職員等からその扶養親族の個人番号の提供を受ける場合は、当該職員等が扶養親族の本人確認を行うものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第23条 本協会は、個人番号関係事務を処理するため以外に、必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

(特定個人情報等の保管)

第24条 本協会は、個人番号関係事務を行う必要がある場合に限り、特定個人情報等を保管するものとする。

(特定個人情報等の提供の制限)

第25条 本協会は、本人の同意があつたとしても、個人番号関係事務を処理するために必要な場合以外に特定個人情報等を第三者に提供しないものとする。ただし、番号利用法により特定個人情報等の提供が認められる場合は、この限りではない。

(特定個人情報等の廃棄・消去)

第26条 本協会は、本協会が特定個人情報等を利用する必要がなくなったときは、当該特定個人情報等をできるだけ速やかに廃棄または消去するものとする。

2 特定個人情報等が記載された書類等について、所管法令により一定期間の保存が義務付けられている場合は、前項の規定にかかわらずその期間は当該特定個人情報等を保管するものとする。

(特定個人情報等の利用停止の求め)

第27条 本協会は、本人から特定個人情報等が番号利用法に違反して第三者に提供されているという理由によって、第三者提供の停止が求められた場合は、必要な調査を行い、その求めに理由があるときは、遅滞なくその求めに応じて第三者への提供を停止するものとする。

2 前項に基づき特定個人情報等の第三者への提供を停止したとき、または停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

3 前項により、第三者への提供を停止しない場合は、本人に対しその理由を説明するものとする。

(特定個人情報等の漏洩等への対応)

第28条 本協会は、特定個人情報ファイルから個人情報等が漏えいするなどの事態が生じたと

きは、個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）が示す「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（委員会規則）」ならびに「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（委員会告示）」に基づいて、次に掲げる対応をとるものとする。

- ① データベースのアクセス権の設定を誤り、アクセス権を有しない職員等がアクセスできるようになっている等、番号利用法固有の事態が生じた場合、またはそのおそれを把握した場合は、速やかに委員会に報告するよう努めるものとする。
- ② 特定個人情報等が漏えいなどした場合は、個人情報保護法上の主務大臣に報告するものとする。但し、委員会規則第2条第2項に定めのある重大事態（漏えいなど番号利用法の利用制限に反する利用、又は提供制限に反する提供の対象となった特定個人情報等に係る本人の数が100人を超える場合）、またはそのおそれのある場合を除く。
- ③ 特定個人情報等の漏えいなどに係る重大事態（前号但し書きの重大事態）に該当する事態、またはそのおそれのある事態が発覚した場合は、主務大臣のガイドラインに従って、主務大臣に報告するとともに、直ちに委員会に報告するよう努めるものとする。
- ④ 特定個人情報等の漏えいなどな係る重大事態（第2号但し書きの重大事態）に該当する事案が生じたときは、委員会に報告するものとする。

第5章 その他

（個人情報保護規程の準用）

第29条 本規程に定めのない事項、または本規程において明確でない事項に関しては、法令及び本協会が別に定める個人情報保護規程を準用して適切かつ迅速に取り扱うものとする。

（罰則）

第30条 本協会は、職員等が本規程に違反した場合、職員等に対しては、就業規則に基づき処分を行うものとするが、就業規則の適用を受けないその他のものが本規程に違反した場合は、当該契約または法令に照らして処分を決定するものとする。

（本規程の改正）

第31条 本規程の改正は、理事会の決議をもって行うものとする。

附則

1. 本規程は、平成27年12月17日から施行する。
2. 本規程の改正は、平成29年8月3日から施行する。